

## 被災者自立再建促進プログラム説明会【蛇田地区】 質疑応答記録

■日時 平成28年7月17日 10時～  
 ■場所 蛇田公民館  
 ■参加人数 30人

□質疑応答の記録を以下に示す。

分類	住民質問	市回答
復興公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興住宅がこれからどこに建ち、住めるかということが知りたい。その説明がなされていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興公営住宅は平成30年末までに完成する予定。</li> <li>入居希望者はまず登録をしてほしい。それに基づき、皆さんの入居について親身になって考えていきたい。</li> </ul>
復興公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録はしているが、復興住宅の戸数が少ない。</li> <li>今ここにいる人は蛇田住まいの人なので、だいたいの方はイオン周辺に住みたいと考えていると思う。しかし住宅が一杯なので入れない。やむをえず仮設住宅に住んでいるというのが現状。</li> <li>イオンの向かい側は、まだ空き地があり、そこに復興住宅が建つのか？建たないのか？そういった説明がほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新蛇田地区への復興公営住宅の建設については、市全体としても現状では公表できない部分もあり、検討中ということをご理解いただきたい。</li> </ul>
復興公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>濁した回答ではなく、具体的な案を提示して我々住民を納得させてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地部では必要な復興住宅戸数を3,850戸として整備している。それを蛇田・大街道・中心部・湊渡波地区として、それぞれ数を決めている。</li> <li>しかし、住宅の必要戸数が本当に3,850戸で間に合うかという問題を今回の調査(自立計画届出書)で確認したうえで、数を調整していく計画となっている。</li> <li>必要戸数3,850戸のうち、着手済・具体的に着工が見込まれている住宅は現時点で3,708戸ある。そのうち蛇田は1,133戸、釜・大街道では735戸、中心部では576戸、門脇では151戸、渡波では578戸、河南では106戸といったバランスで進めている。</li> </ul>
復興公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興公営住宅について、石巻市のHPの『事業者の方へ』のところに『公募買い取り型住宅』というのが載っている。その中ですでに決定しているものもある。今回通知が来た中浦や大街道のほうも載っている。ほとんど決定しているのになぜ『市民の方へ』や『復興情報』の方に載せないのか。</li> <li>なぜ、こういった計画段階の情報を住民に伝えないのか？計画通りにいかかわからないことは我々住民も大体わかっている。蛇田地区なら何戸建てると、概ねの計画を教えてください。蛇田地区なら何戸建てると、概ねの計画を教えてください。蛇田地区なら何戸建てると、概ねの計画を教えてください。蛇田地区なら何戸建てると、概ねの計画を教えてください。</li> <li>生活に不便な地区には皆行きたがらず、便利な地区を望んでいる。募集段階になって発表されてはどこの復興公営住宅が作られるかわからない。計画段階で被災者にもわかるように公開してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おっしゃるとおりであるが、あくまで計画戸数であって、蛇田が1,180戸のうち1,133戸が着手済みであり、残りが47戸となっている。残りの整備手法については『公募買い取り』のため、土地と建物の提案を受けないと場所がわからないという状況。</li> <li>その他の整備手法として、民間アパートを市営アパートとして借り受けて提供する『既存借り上げ』を予定している。</li> </ul>
復興公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>イオンの向かいにメゾネットタイプの3階建ての建物をなぜ5階建てで建てなかったのか？もっと多くの入居者が入れたのではないかと？もう少し合理的な建物を建てたほうがよかったですのでは？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メゾネットタイプ3階建ての後方には鉄筋5階建ての建物が建ち、南側は住宅地となっている。これらの中間的な場所に位置しているため、緩衝的な意味合いがあると理解していただきたい。</li> </ul>
復興公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>そのようなところに建てるのではなく、もう少し奥のほうに集約し、5階建ての復興住宅を建てればよかったですのではないかと？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設プランを設計した当時は最良のものであると考えていた。その後、景観上や住環境を配慮した結果、このような3階建ての形となった。改めて戸数の不足が発生し、見直しが発生した場合は検討する。</li> </ul>
移転集約化	<ul style="list-style-type: none"> <li>集約化は地区別に書いてあるが、石巻地区や雄勝地区、河北地区に住んでいる者はそれぞれ石巻地区、雄勝地区、河北地区に集約することなのか？それとも集約先を石巻全域とするのか？</li> <li>移転者の希望を伺いながら集約先を決めるとあるが、生活に便利な地区に希望が殺到すると考えられる。その場合はどうするのか？仮設住宅や復興公営住宅と同様、抽選で決めるのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まず、集約については地区別でなく、市全体で構わないと考えている。例えば石巻市内の方でも河北に住みたいと思えば移転することも可能。</li> <li>どのように選択するのかについては、希望をとることとしている。集約拠点団地については移転対象となる方をある程度飲み込めるだろうという数は用意しているが、足りない場合は抽選ではなく希望を勘案しながら進める。</li> <li>現在プレハブ仮設に入居している方のうち、今後復興公営住宅に入る方は多数おり、500～600世帯ぐらいが移転の対象になり、拠点団地で飲み込める見通しである。</li> </ul>
特定延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定延長について、『特別な事情』に当てはまっていればどの程度延長が可能なのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まず一年と考えており、これまで特定延長が適用された他市町村の事例を見ても二年が限度ではないか。まず一年延長し、自宅の完成待ち等、それでも時間がかかる場合にさらに一年延長する形になると見込んでいる。</li> </ul>

## 被災者自立再建促進プログラム説明会【万石地区】 質疑応答記録

■日時 平成28年7月17日 14時～  
 ■場所 渡波公民館  
 ■参加人数 17人

□質疑応答の記録を以下に示す。

分類	住民質問	市回答
退去時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興公営住宅の抽選が何度も外れて、また再募集通知が届き、新渡波D地区に希望を出そうと思っている。しかし、入居開始が平成29年の6-8月、現在いる団地の退去時期は平成29年3月であり、この3カ月間はどのようなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡波第2団地は宮城水産高校のグラウンドに建っているため、他の団地よりも団地の解消期限を早めている。</li> <li>・復興公営住宅への入居が団地解消よりも後の場合、渡波第1団地や万石団地等の近くの団地にいったん転居する形となる。</li> <li>・転居費用については市が負担する。</li> <li>・居住環境についても考慮するので転居に協力してほしい。</li> </ul>
転居費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転居費用を市が負担することだが、費用は後払いとなるのか？</li> <li>・プレハブ仮設集約時家賃助成について、団地間移転の場合は引っ越し費用が出ると思うが、民間賃貸への移転の場合は自己負担になるという認識でいいか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設団地間移転に伴う引っ越し費用は市が業者に委託をするため、入居者個人で支払うことにはならない。</li> <li>・民間賃貸住宅への移転時の費用については、一旦、入居者負担となるが、後で市から一律10万円の補助金を支払う形となり、仮設団地間移転に伴う引っ越しとは形が異なるということで理解いただきたい。</li> <li>・石巻市の場合、仮設住宅から民間賃貸住宅、復興公営住宅等に移転する際の引っ越し費用に対する補助金を一律10万円としている。領収証も不要であり、仮に個人で引っ越した場合にも支払われる。</li> </ul>
復興公営住宅の入居資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住まい再建意向が未決定の世帯の中で、復興公営住宅への入居資格を一部欠き、入居が困難な場合について、被災者への復興公営住宅の供給がある程度落ち着き、復興公営住宅がもし市営住宅に切り替わったとき、優先度は全く被災していない人と同じとなるのか？被災者全体が復興公営住宅に入居できるよう、少しでも支援があればと思い、質問している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在仮設住宅に入居し、復興住宅への入居資格のない人に関しては、市営住宅を提供して入居してもらうように考えている。これは仮設入居者枠として一般とは分けて募集したいと考えている。</li> <li>・復興住宅の一般公営住宅化については、県内自治体の取り決めとして、復興住宅が全て完成した後(石巻市の場合、平成30年を予定)に、復興住宅の入居資格がある方々に対して入居の意向調査をし、それでも空きがある場合は県内全域を対象に募集をする。それでも空きがある場合は一般募集をすることになる。この場合にも、まずは仮設入居者枠を設けて募集するよう検討する必要があると考えている。</li> <li>・既存の市営住宅の仮設入居者枠若しくは復興公営住宅に空きが発生した場合の仮設入居者枠については、公営住宅法に基づき、入居要件として収入上限(政令月収15万8千円)を設けており、それを満たす場合に申し込みできることとなる他、復興公営住宅とは異なる要件もあるため、詳細は募集要項等に記載したいと考えている。</li> </ul>
復興公営住宅の入居資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市のように、再建方法未決定者がいながらも仮設入居者に対して一斉に退去通知を送るといった対応はしないで欲しい。最大の被災地である石巻市の動向は全国的にも注目を浴びており、被災者全員に寄り添った支援を望む。</li> <li>・自立計画届出書について、再建方法未決定世帯に送付しているようだが、自分がまだ未決定だと思っても届いていない人がいる。復興公営住宅への入居資格がないと判定された人でも、届出書が届いていないケースもあるようだ。届出書が届いていないということは提出不要と考えてよいのか確認したい。</li> <li>・市がどのような支援策を考えているのかよく分からず、届出書が書きづらい。例えば、復興公営住宅の入居資格がないと判定された人であっても、入居を希望する場合はそのとおりに回答してよいのか。</li> <li>・入居資格なしという市の決定に対して不服である旨、書類を作って復興住宅課に提出したが、市ホームページに掲載されている入居資格を満たさないという理由で却下された。</li> <li>・市の考え方では、民間のアパートに入っていた人が自己都合で退去したのか、若しくは家主の都合で退去させられたのかによって、自立したかどうかの判断が異なるようである。</li> <li>・生活再建支援金を使って入居者に補修させる大家さんも珍しくなく、それでも住み続けるのは難しいと判断し、退去するような場合、市の解釈では自己都合による退去と判断されるようである。自己都合による退去は既に自立完了しているものと見なされ、復興公営住宅への入居資格が無いと判断される。</li> <li>・入居資格が無いと判定された人たちに対して、本気になって支援するよう、市の考えを改めてほしい。</li> <li>・自立計画届出書の対象世帯の中でも、復興公営住宅の入居を希望する世帯は相当数と予想される。今回の調査結果から、さらに復興公営住宅が必要と判断されれば、戸数を増やしてもらえると有り難い。</li> <li>・必要とする分の復興公営住宅をつくり、恒久住宅として保障するのが一番の方法と考えており、復興庁でもそのように強調しているようである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石巻市は最後の最後まで伴走し、支援していくというスタンスである。</li> <li>・再建方法を決めかねている場合であっても、どんな希望を持っているかははっきりと示してもらわないと市も対応できない。まずは希望を出してもらい、その上でいろんな条件で齟齬があるということであれば、市職員と膝を突き合わせて個別対応することとし、今後の方針を相談させてほしい。</li> <li>・仮に、復興公営住宅への入居資格が無い世帯が家賃補助の適用を受けて民間賃貸住宅に入居し、その後、復興住宅への入居資格がある全世帯の入居が完了したにも関わらず、それでも空きが出た場合は、政令月収の問題もあるが、市営住宅化した復興公営住宅の空き室への移行も可能である。</li> <li>・そのような将来的なこともあるため、とにかくまず何に困っているのかをはっきりとさせて相談してほしい。</li> <li>・自立計画届出書が届いていない世帯があるということだが、届出書は再建方法未決定1,119世帯及び独自再建予定世帯に送付しており、復興公営住宅若しくは防災集団移転事業への事前登録世帯には送付していない。事前登録したものとの今の考えと異なる場合は、市の担当課に早急に連絡してほしい。</li> </ul>
浸水地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険区域は誰が決めたのか。道幅たった6mの道路を境に、ここまでは建てられる、ここからは建てられないといった話は馬鹿げている。</li> <li>・インフラ整備で津波を防げるのか？</li> <li>・いくら立派な家を建てたとしても、松原町にはもう人は住まないのではないのか。</li> <li>・土地をもう一度見直して、売りたい人には買ってもらうほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松原町に限定した話のため、復興事業部次長に個別相談してほしい。</li> </ul>

<p>家賃助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興公営住宅に空きが出て一般住宅化する時期と仮設住宅の退去時期との間にタイムラグがあり、スムーズに移行できるのか？</li> <li>・もしタイムラグが発生する場合は一旦民間賃貸住宅に移転しなければならないが、家賃助成の対象要件が月収104,000円以下ということで、独身の年金生活者であれば当てはまるが、夫婦で年金暮らしをしているような場合はほぼ当てはまらないだろう。</li> <li>・民間賃貸住宅に移ることで本当に住宅再建につながるのか、不安が残る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成32年まで助成金を交付することが市として決定しており(単身世帯の場合は上限35,000円、2人以上の世帯の場合は上限42,000円。平成31年度以降はその半額に低減する)、復興公営住宅が一般住宅化するまでのつなぎになるのではないかと。</li> <li>・今回の届出書の結果によって復興公営住宅の必要戸数を確定させれば、今後2年で必要戸数分を全て完成させることができるだろうし、助成金の交付が平成32年度までということも考慮すると、うまくつながるのではないかと。</li> <li>・皆さんの考え方、今の現状や課題を把握し、それに対する支援策をいち早く考えていきたいというのが今回のプログラム説明会の趣旨であるので、協力してほしい。</li> </ul>
<p>家賃助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退去期限よりも前に仮設住宅を退去し、民間賃貸住宅に移転する場合であっても、家賃助成は適用されるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年10月1日以降であれば適用される。</li> </ul>
<p>家賃助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃助成について、100世帯分程度での予算というのはごく僅かなのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態を把握していないのが現状であり、予算措置により対応する。</li> <li>・このような状況になると、残り物に福はないといっても過言でなく、できるだけ早く、移転の判断を下したほうがよいのではないかと。</li> </ul>
<p>家賃助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象要件を月収104,000円以下と限定しており、復興政策が福祉政策に後退したと思っている。被災した人はみな同条件であるべきでないか。</li> <li>・あくまでもプレハブ仮設住宅の集約のための事業ということで、それまでに必要とする復興住宅が全て完成すると助かる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令月収104,000円以下ということについていろいろ意見が出ているが、復興公営住宅では政令月収104,000円以下の人に対し特別低減という形で家賃を大幅に安くしている。もし、政令月収104,000円～158,000円の人に対して家賃助成が適用されるとなると、復興公営住宅に入居する人以上に支援してしまうことになる。</li> <li>・先日の県議会でも話が出ていたが、被災者枠として復興公営住宅を用意し、そちらのほうに誘導することになるのではないかと。あくまでも公営住宅は、収入に応じて家賃を設定しているため、政令月収104,000円～158,000円の人にはそれくらいの負担ができる程度の収入があると考えている。</li> <li>・自立再建届出書については復興公営住宅希望者の数を把握するために行っており、もし数が不足するようであれば、例えば民間アパートを借り上げて市営住宅扱いとする等、別の方法もあるのではないかと。結果を平成28年中にまとめ、その結果をもって今後の施策を検討させてほしい。</li> </ul>
<p>持ち家支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的にも大規模災害が多い中で、持ち家の支援が弱く、300万円しか出ない一方で、復興住宅をつくるのに一世帯あたり2000-3000万程度かかっている。被災者の7割は持ち家のためそこが基準になるのではないかと。このようなやり方は、大規模災害を備える国土施策として妥当なのか？石巻市として、被災者の声を国に反映させてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・300万円の支援金については、被災の程度(り災判定)に応じ、あくまでも自宅を再建できる程度の金額となっており、いろんな機会を通じて以前から国に要望している。</li> </ul>

## 被災者自立再建促進プログラム説明会【石巻地区】質疑応答記録

■日時 平成28年7月18日 10時～  
 ■場所 石巻消防本部  
 ■参加人数 32人

□質疑応答の記録を以下に示す。

分類	住民質問	市回答
補助金制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家を建てるのに普通は1,000万円かかるところが、準防火地域に住んでいるために1,200万円程度もかかる。これらに対しては補助はないのか？</li> <li>・準防火地域は震災前に指定されたと思うが、震災によって家が失くなってしまった地域に準防火地域は必要なのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準防火地域として指定された地域内において、窓や入り口をそれに見合った構造に強化することをおっしゃっているのであれば、それに対する補助はない。</li> <li>・準防火地域は、それぞれの土地の用途に応じ、都市計画法に基づいて定められたものである。石巻市は『現地再建型』、つまり震災前と同じようなまちを再現しようと進めているところであり、納得できないところもあるかもしれないが、このような状況にあることをご理解いただきたい。</li> </ul>
移転集約化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居を予定する復興公営住宅が平成29年12月に完成予定だが、それでも集約が必要なのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅の集約期限よりも後に復興公営住宅が完成する場合であっても、一旦集約拠点団地に移っていただくようお願いしたい。移転費用は市が負担する。</li> </ul>

被災者自立再建促進プログラム説明会【開成地区】 質疑応答記録

■日時 平成28年7月18日14時～  
 ■場所 包括ケアセンター  
 ■参加人数 50人

□質疑応答の記録を以下に示す。

分類	住民質問	市回答
意思決定の把握	・説明が長くて全て頭に入らない。用件や説明がある場合は一軒一軒に書類を送付するのか、何らかの形で役所に呼び出すのか？個人的には、一軒一軒に書類を送付してほしい。	・移転集約の話として答える。団地毎の説明を想定しており、説明に来なかった場合も、自宅へ個別に書類を届ける。書類は移転先の希望を確認するもの。
意思決定の把握	・説明に来るといことはまたこういう形で集まるのか？個人宅をまわるのか？	・説明会は仮設団地毎の開催を予定している。もし、事前に役所に書類を提出している場合には、参加する必要はない。
意思決定の把握	・書類は一度提出すればよいのか。それとも、書き方が誤っていたとき等、団地毎に人を集めて説明するのか。後者の場合、来れない人もいられるとされる。	・移転集約の対象者に対しては、仮設団地毎に一度、6ヶ月前に説明会を開催する。対象者が参加できない場合には、市職員が個別に出向き、手続きを進めることになる。
意思決定の把握	・説明会に参加できない人に対し、自宅へ説明に来てもらうことは可能なのか。仮設住宅には一人暮らしの人や歩けない人、外に出られない人もいられる。団地内にそのような人がいることは把握しているのか。	・100%把握しているとは思わない。書類が出されない場合はこちらから伺って書類を出してもらう。 ・どこの団地にどれくらい住んでいるかは把握している。個々の生活状況については、地域生活支援員や自立生活支援専門員が訪問し、手続きを進める予定。
意思決定の把握	・字が書けない人もいられる。そのような人に対しては、案内を渡すだけでなく、全て書き終えるまで待ってもらえるのか。	・字が書けない人については、聞き取りによって対応する。
コミュニティ形成	・他の団地から人が大勢集まってくると、コミュニティが崩れるのではないかと。今でさえ、団地の住民も日々変わっており、「市報が届かない」という苦情が市役所に寄せられているようである。このような状況に対し、どういう仕組みで対応していくのか。 ・行政委員の任期が今年いっぱいだが、次期委員はどうやって決めるのか？コミュニティを市役所任せにしているのが現状。	・コミュニティは重要な問題。例えば新蛇田は1,000世帯ある。新たに町内会をつくる必要性が出てくる。決してコミュニティを住民任せにはしない。コミュニティの立ち上げにあたり、市の方で何度か顔合わせの機会をつくるなどしていく。町内会の役員は、住民の中から皆さんが選出していく必要がある。 ・行政委員については、震災後は様々な地区から住民が集まっているため、地区や町内会毎に市の担当職員が入って相談していく。
コミュニティ形成	・複数の行政委員や世話人などが集まったなかから新たに委員を選出すると問題が発生するのではないかと？ ・空いた仮設住宅に新たに人が入ってくると、近所関係の問題も発生すると思うが、どう対応するのか？	・具体的な対策は即答できない。 ・これまでは仮設住宅のコミュニティ形成を行ってきたが、移転後の恒久住宅の場合、基本的には地区の中で話し合いの場をもって、それぞれの役員を出して運営いただくよう、願わせざるを得ない。
コミュニティ形成	・市では団地任せで投げやりな印象を受ける。今後絶対問題が起きるため、市が必ず入って説明をする必要があるのではないかと？ ・集約対象団地だけでなく、集約拠点団地に今残っている住民にも説明してもらわないと困る。	・コミュニティの進め方は本来自然発生的であり、今回のように一挙に町が形成されるという状況はあまり経験のないなかで、まちづくりを進めていかなければならない。今朝の河北新報には、『行政主導のコミュニティの形成は駄目だ』という風にしてある。そのような事実もあるので、行政が全て主導ではなく共に進めていきたい。 ・集約拠点団地については、プログラム説明会の終了後(8月18日頃から)、各拠点団地での説明会の開催を予定している。受け入れる側、つまり集約する側にもちゃんと話をしてお互いに理解を得た上で市は取り組んでいく。
入居資格	・私の知り合いに、復興住宅に当選したが、市税等に滞納があるため取り下げるとい通知が来た人がいる。滞納分を払っているが、平成30年までに払い終わらなければどうなるのか？ ・復興公営住宅にも民間賃貸住宅にも入れないという状況になったらどうすればいいのか？	・入居資格の1つとして市税等の滞納がないこととしているため、納税課と相談しながら、まず滞納を無くしてほしい。 ・滞納があるから直ぐに切り捨てるのではなく、その人に払う意思があり、一定の努力が見えた際には、個別に相談させていただくことも検討しているということで理解いただきたい。
自立計画届出書	・自立計画届出書はいつ配布されたのか？対象者全員に送付されたのか？	・届出書は再建方法未決定世帯(1,119世帯)及び独自再建世帯に送付している。復興公営住宅や防災集団移転事業に事前登録している世帯には送付していない。6月末に発送しており7月5日頃には届いているはず。7月20日を第1回目の提出期限としている。届出書の提出が必要となる全世帯に送付しており、届いていない世帯は再建方法が決まっていると判断している。
移転費用	・市内での引越しの場合、引越し費用について一律10万円の補助金が出るようだが、県内他市町村に引っ越した場合でも対象となるのか？	・あくまでも石巻市の施策として実施しているものであり、市内限定であると考えてほしい。
復興公営住宅	・夫婦2人の場合、3LDKには入れないようである。他の市では入れているようだが、どうなっているのか？	・住戸数の確保という理由から、2人世帯は2LDKまでと設定している。再建方法未決定世帯も含め、今後、現在整備している3LDKがもし余るような見通しが立てば、世帯人数の緩和の検討も必要かと思うが、現段階では4人以上の世帯を対象とすることで理解してほしい。
復興公営住宅	・住居が結構余っているようだが、いつまでも空けておくと、カビの発生等、いろんな被害や危害が出るのではないかと危惧している。一人でも早めに入れるような状況をすぐにでも作ってほしい。	・3LDKや4LDKの住居について、入居人数4人以上で未だに事前登録に申し込んでいない世帯に対し、早めに申し込みを済ませようをお願いしているところであるが、入居人数の緩和については、それらが解消された後に検討することになる。
復興公営住宅	・事前登録の期限はあるのか？ある時点で登録された分まで、といった形で打ち切られるようなことはあるのか。	・これまで事前登録を2回行っているが、それでも登録されていない世帯について、随時申し込みを受け付ける形で進めている。再建方法未決定世帯からの自立計画届出書の提出を受け、復興公営住宅への入居資格があり、かつ入居を希望する世帯について、事前登録を進めてもらうものと考えている。
復興公営住宅	・空いているのに何度も抽選に落ちている2人世帯がいると思うが、その辺の心情を汲んでほしい。	・復興公営住宅は、これまでの事前登録や意向確認の積み重ねにより、一定の必要数は掴んでおり、その世帯数に合わせて住居を作ってきた。ただ、4人以上の世帯が実際未だ入っていなかったり、入居資格がある人がまだ手を挙げていなかったりする。 ・市としても、9月までには必要数を明確にし、それでも3LDKが余るということを精査した上で、2人世帯でも入れるという仕組みをできるだけ早くつくり、公表したいと考えている。できる限り急ぎたいところであるが、先に説明したとおり、必要数が未だ不確定な状況にあり、よく調査して明確にしたうえでご案内できればと考えているので理解してほしい。

## 被災者自立再建促進プログラム説明会【桃生地区】質疑応答記録

■日時 平成28年7月25日 19時～  
 ■場所 桃生総合支所  
 ■参加人数 9人

□質疑応答の記録を以下に示す。

分類	住民質問	市回答
移転費用負担	・引っ越し費用は市から補助が出るのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設間移転集約に伴う引っ越し費用は、市が直接業者に委託し、市が全額負担する。</li> <li>・仮設から復興公営住宅等に移転する場合は、仮に自力で引っ越した場合であっても、引っ越し費用として一律10万円補助する。</li> </ul>
移転費用負担	・自宅再建する場合、引っ越し費用の補助は出るのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅再建する際に、市住宅再建補助金を利用する場合、上限はあるものの、引っ越し費用も同補助金の補助対象としており、引っ越し補助金の対象とはならない。</li> </ul>
再建方法の相談	・配布資料の中に「住まいの再建意向が決定している世帯」について、「相談等の支援をする」と書かれているが、どこに行って相談すれば良いのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所の3階(生活再建支援課)に相談窓口がある。</li> <li>・自立生活支援員による訪問を希望される場合は、連絡を頂ければ対応する。</li> </ul>
居住環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居人が車いすを利用する障がい者であり、入浴介助が必要である。</li> <li>・一度、洗面所で滑って転んだことがあり、県から許可をもらって集会所の浴室を改修し、それ以降は入浴するのに集会所の浴室を利用している。</li> <li>・歩くことができないため、障がい者用の家具を用意したり、介護保険の住宅改修補助を利用しない範囲で、自分でスロープを作った。</li> <li>・復興公営住宅への入居を希望しているが、自分たちが入居できる部屋が空いておらず、自立再建が一向に進まない状態である。</li> <li>・集約先の中津山団地に移った場合、障がい者でも暮らしやすいよう配慮してもらえるのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な仮設住宅の他に、障がい者向けのグループホーム型の仮設住宅もあるので、そこに入れるか否かの問題になるのではないかと。</li> <li>・仮設間移転をされる場合は、現在のお住まいの状態を確認させて頂いた上で、移転先で同じような状況をつくれるかどうか検討する。</li> <li>・基本的には同じような住環境を作りたいと思っているが、あまりに特殊な状態の場合は難しいこともある。まずは現在のお住まいの状態を実際に見させてもらった上での判断となる。</li> </ul>
住宅改修補助	・介護保険の住宅改修補助の20万円を使用することも考えたが、仮設で使用した場合、他に移転した時に出ないと聞いたが？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度における住宅改修の補助は上限が20万円なので、復興公営住宅等の恒久住宅に移転してから使用の方が良いのではないかと。集約先の仮設住宅を改修して補助を利用してしまうと、恒久住宅への移転後に再度申請するのは難しい。個々の状況を確認させて頂いた上で、よりよい方法を検討したい。</li> </ul>

## 被災者自立再建促進プログラム説明会【河北地区】質疑応答記録

■日時 平成28年7月26日 18時30分～  
 ■場所 河北総合センター(ビッグバン)交流ホール  
 ■参加人数 46人

□質疑応答の記録を以下に示す。

分類	住民質問	市回答
居住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集約拠点団地に移るときに、仮設住宅の老朽化や雑草・カビについての対策は行っているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居時には部屋のクリーニングを行う。</li> <li>・また、集約先の部屋の状況をもう一度整理し、現在の仮設住宅と同程度の住環境になるよう努めていく考えである。</li> </ul>
コミュニティ形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集約拠点団地のリストを見ると自治会解散しているところが見受けられ、新たな人が入居する際に受け入れ側の負担が大きいのと思われるが、自治会を作ったりする支援などはないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい人が入居する場合、現在自治会がある団地については、できるだけ既存の自治会に入ってもらおう。</li> <li>・現在自治会がない団地については、社会福祉協議会の地域生活支援員等により、見守りの支援、地域の支援を行っていくつもりである。</li> </ul>
移転集約化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、先に集約期限を迎える日和が丘団地(集約期限:平成29年3月)の住民が移転し、その後開成第12団地(集約期限:平成30年3月)の住民が移転する場合、人気のある団地が先に埋まってしまうのではないのか。集約拠点団地へ移るタイミングは自分で選べることから、人気のある団地に早く移転した方がいいのではないかと懸念されている住民がいた。そういった調整はどのように考えているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転集約をする際には今後、移転集約の対象となる団地について説明を行う予定。</li> <li>・抽選は考えておらず、早めに移転したい人が形としては有利になる。</li> <li>・移転対象としては市全体で550～600世帯程度を見込んでおり、数量的には全て集約先に入りきるものと考えている。</li> </ul>
移転集約化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集約期限の半年前でない説明会が行われないうえ、希望をとるのも半年前になるのか。</li> <li>・例えば、平成30年3月に集約期限を迎える開成第12団地の住民が今年度末に引っ越したいような場合等、集約期限の半年前よりも前に移転することはできないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転先については、それぞれの集約対象団地で説明会を行う際に希望をとる。</li> <li>・それぞれの事情によるため、早めの移転を希望する方がいる場合は、個別に相談いただきたい。</li> </ul>
移転先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大街道に住んでいるときに被災して実家が河北にある知り合いがいるが、石巻の復興公営住宅へ入居を希望した際、石巻の人を優先するため、河北の人の入居希望が受け入れてもらえなかったが、どういうことが説明してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍や住所地がどこであろうと、石巻市内で被災した人については、申し込みできる、できないといった区別や差別はしていない。</li> <li>・市外で被災した人が石巻市の復興公営住宅の入居を希望する場合は、市内で被災した人を優先させてもらう。</li> <li>・その人がどのような説明を受けて相談されたのか確認できないため、後で個別に相談いただきたい。</li> </ul>
移転先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尾崎や長面で被災した知り合いが、勤め先の関係で市街地に土地を求めているが、河北で被災したということを受け入れてもらえなかったようである。どういうことが説明してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区で差別することは一切ない。具体的に話を聞かせてほしい。</li> <li>・後で個別に相談いただきたい。</li> </ul>
移転時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H31年3月が移転期限となっている追波川河川団地に住んでおり、二子地区への集団移転を予定している。造成の進み具合で期限が変わるという説明だったが、移転期限は平成31年3月に限られないと考えてよいのか。土地の造成後に家を建てることになるので、平成31年3月の時点で家が建っていない場合であっても、仮設住宅を退去しなければならないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二子地区については現在工事中ということもあり、河北地区は全ての団地の期限を平成30年9月以降に設定させてもらっている。今後、工事の進捗状況等を勘案しながら、必要であれば工程を見直すことも必要と考えているが、現在の計画どおりに進めばこのような形となる。</li> </ul>
居住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在住んでいる仮設住宅に不具合が出たら、その都度修繕等の相談をさせてもらうということでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在住んでいる仮設住宅に不具合が出た場合、その都度連絡をいただいて修理している状況である。不具合の程度にもよるが、一般的には市で修理している。</li> <li>・ただ、簡単には直せない場合については、隣の部屋に移ってもらうこともあり得る。</li> </ul>
商業店舗進出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二子地区に大型スーパーができる計画があったと思うが、最近になってその話が白紙に戻ったと聞いた。実際はどうなのか。</li> <li>・計画が凍結しているということは、最初の計画が白紙になったということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型スーパーからの進出意向はあったが、今は農振農用地になっているので、農振法による除外の手続きをする上で問題があって、一時凍結していると聞いている。</li> <li>・現在、農振法による除外ができない状態にあり、除外申請ができない限りは白紙に戻るようになる。</li> </ul>

## 被災者自立再建促進プログラム説明会【河南地区】質疑応答記録 1/2

■日時 平成28年7月27日 18時30分～  
 ■場所 河南農村環境改善センター  
 ■参加人数 27人

□質疑応答の記録を以下に示す。

分類	住民質問	市回答
移転費用	<p>・仮設間移転については市が引っ越し費用を負担するとのことだったが、仮設間移転の後、さらに恒久的な住宅に移るときの引っ越し費用は再度出してもらえるのか？</p>	<p>・現在の仮設住宅から集約拠点団地への仮設間移転にかかる引っ越し費用は市で負担する。市が引っ越し業者に委託する形になる。          ・集約拠点団地の仮設住宅から復興公営住宅に引っ越しする際はご自身で引っ越しをして頂くが、その際には引っ越し業者を使わずにご自身で引っ越しをした場合でも、市から一律10万円の補助金を出す。          ・集約拠点団地の仮設住宅から再建後の自宅に引っ越しする際は、例えば防災集団移転事業の場合、引っ越し代が国の補助の対象になっているので、そちらをご利用いただきたい。ただし、全体での上限があるため、すべてが対象になるわけではなく、総額での金額の縛りがある点に留意いただきたい。</p>
移転費用	<p>・引っ越し費用を2回出してもらえるという理解で良いか？</p>	<p>・その通りである。プレハブ仮設集約に伴う仮設間移転については市で負担し、また集約拠点団地から復興公営住宅等に移転、若しくは自宅を再建して移転する場合も上限はあるが対象となる。</p>
退去時期	<p>・糠塚団地の退去期限が平成29年の9月ということは、それまでの間仮設住宅にいられるということか。以前、個人の土地ということで整地して地権者に返すため、それよりも前に(年度末までに)出なくてはならないと聞いた。</p>	<p>・糠塚団地は、以前地権者からの急いでほしいという要望があったが、今回は計画的に進めている。移転先が決まっていないのに出て行って下さいということにはならないので安心してほしい。</p>
再建方法の相談	<p>・何を質問したらいいか分からないところもあり、他の説明会でどのような質疑応答があったのか事例を挙げてほしい。          ・例えば、仮設住宅を物置代わりに使っている人に今後強く出るとか、今後の対応方針とか、そういった意見も出たと思う。</p>	<p>・毎月宮城県が開いている県内の仮設住宅を支援するための会議でも話が出ており、物置代わりに使っているような事例は実際に確認されている。仮設住宅は県の所有物であることから、県が裁判所に訴えるという方向で処置をとることとしている。          ・県としては、住宅再建が完了し、仮設住宅にはもう住んでおらず、仮設住宅を使う資格がないような場合には、法的手段をとって立ち退きさせる等、強く対応する方針のようである。          ・借家で被災して仮設に移り、大家さんがその借家を再建しない場合、移転先を探す必要が出てくる。例えば市営住宅の場合、60歳以上でなければ単身で入居できないと法律で決められている。60歳以上の場合、政令月収158,000円以下であれば市営住宅への入居資格を有するが、政令月収がそれを上回る場合には入居できないこととなる。          ・プレハブ仮設から民間に移転する場合、政令月収が104,000円以下であれば年齢に関わらず、単身世帯の場合は35,000円まで、二人以上の複数世帯の場合は42,000円まで家賃を助成する。ただし、平成31～32年度には補助は半額となる。このような制度を10月1日から開始する予定である。          ・復興公営住宅に申し込んでもなかなか当たらず、次の抽選待ちという状況であればよいが、民間賃貸住宅への移転を検討しているものの不安があるような場合、市としてはそういった方々を最後の最後まで支援したいと考えている。民間のアパートを探すとなれば、希望を聞き取りながら付き添っていく。          ・一人で悩まずに、これからの生活再建のために市へ気軽に相談してほしい。専門職員が対応する。</p>
移転先	<p>・震災時、雄勝地区に住んでいた。現在住んでいる仮設住宅は平成30年9月が退去期限ということだが、二子団地については、造成が完了しても家を建てるのが平成30年9月を超す場合があるかもしれない。その場合、集約拠点団地になっているが、多少は残れるのか。それとも旭化成団地に移ることになるのか。</p>	<p>・二子団地について、雄勝地区の方々に供給する区画は造成が一番遅れている。供給時期が平成30年9月以降となるような場合は特定延長の対象になるので、まずは相談してほしい。特定延長の対象となる場合でも、平成30年9月に一旦移転していただく必要がある。三反走団地等、二子団地に近い団地に移転してはどうか。引っ越し費用については市が負担する。</p>
移転先	<p>・例えば、集約期限が平成29年以前である旧市内の団地から二子団地に移りたいとなった場合、それまでだいぶ期間が空くが、旧市内でなく役場前団地に移転できるのか。          ・高齢のため、移転先のコミュニティに馴染めるか、不安を感じている。</p>	<p>・集約時期の都合上、役場前団地の場合2回移転することになるので、追波川多目的団地に移ったほうがよいのではないかと。          ・追波川多目的団地に空きがあれば、そのような事情(コミュニティへの不安)を考慮し、集約時期を待たずに移転を進めて構わない。</p>



居住環境	・空き部屋に冬タイヤを置く等、仮設住宅を物置代わりに使っている人がいるようだが、そのような使い方はできるのか。	・原則、個人に対しては物置としての空き部屋の貸し出しは行っていない。ただし、集会所での使用物品を置く等、仮設の中でのグループ単位であれば、その代表者に対して貸している場合がある。
移転費用	・仮設間移転に伴う費用を市が負担するというのは引っ越し費用のみで、その他諸経費は自己負担ということか。電気工事等、個人で勝手に契約してよいのか。	・基本的にはそのとおりである。市が引っ越し業者に委託するのは荷物の運搬のみであり、それ以外の電気工事等は入居者負担となる。
居住環境	・移転先の部屋によってエアコンの設置状況等も違ってくると思うが、そのような状況を市は把握しているのか。 ・逆に、移転先に持ち出すのに手間がかかるものは、置いて行っても大丈夫か。	・移転先の部屋の設備については、現在入居する部屋と同等となるよう準備する。 ・例えばエアコンであれば、移転先にも設置されているため、持ち出す必要はない。
居住環境	・移転先にエアコンが設置されていない場合、個人で設置しなければならないのか。それとも市で設置するのか。	・現在入居する部屋にエアコンが設置されており、移転先に設置されていない場合、市で設置する。
健康・福祉	・高齢者にとって引っ越しは負担である。心配が先に立ってしまう。	・移転にかかる手続き等、支援員による手伝いを希望する場合は連絡してほしい。 ・本来であれば、終の棲家となる場所が整備されてから移転するのが理想であり、新たなコミュニティでの生活は精神的にも負担がかかる。その辺りは市としても危惧しているが、どうしても期限を決めて仮設住宅の集約を進めなければならないという事情もあるので、協力してほしい。例えば、半年後には復興住宅に入居できるのに、その半年間のために引っ越さなければならないのかという意見も挙がっており、市としても丁寧に対応させていただく。
復興公営住宅	・広渕のパチンコ屋があった場所に復興公営住宅が建つという噂があるが本当か。	・広渕に計画はしているが決定はしておらず、確実に建てるまで決定した段階でお知らせするので、もう少しお待ちいただきたい。事前登録申込者に対してはダイレクトメールや市報等でお知らせする。 ・その他の復興住宅については、8月2日から追加募集(70戸)を行う。

## 被災者自立再建促進プログラム説明会【北上地区】 質疑応答記録

■日時 平成28年7月28日19時～  
 ■場所 にっこりサンパーククラブハウス  
 ■参加人数 21人

□質疑応答の記録を以下に示す。

分類	住民質問	市回答
防災集団移転	<p>・浜のほうに若干遅れが見られるものの、にっこり団地は自立再建が進んできており、集約時期である平成29年9月には、入居率が30パーセント以下になるのではないかと見込んでいる。集約拠点団地は大指団地ということで間違いないか。</p>	<p>・相川団地である</p>
防災集団移転	<p>・にっこり団地の集約時期が平成29年9月ということだが、防災集団移転事業の工事は間に合いそうなのか。残された世帯を集約するのに相川団地で足りるのか。飯野川の方に行かなくても大丈夫か。</p>	<p>・入居率と工事の進捗状況から平成29年9月を期限と決めた。          ・北上地区の集約団地として相川運動公園団地としているが、河北の二子地区に将来移転する方は河北の飯野川団地や追波川多目的団地を選択するのも可能である。          ・それぞれの防災集団移転団地の工事を随時進めており、相川中、小室、小泊が今もなお工事中である。小室と小泊は来年2月、相川中は来年5月の引き渡しに向けて進めている。来年9月が集約期限になっているが、小泊・大室団地に関しては、相川の防災集団移転団地の方々が多いということで、相川団地の方は大丈夫だが、にっこり団地もその他の団地も随時工事が進んでいるので、引渡しや住宅の建設を含めて、来年9月には間に合うのではないかと見込んでいる。</p>
意思決定の把握	<p>・今月の20日が意向調査の提出期限であったが、高齢者には記入が大変であり、提出できない場合がある。期限までに提出のない方には職員が出向いていく体制を徹底してほしい。</p>	<p>・承知した。</p>

## 被災者自立再建促進プログラム説明会【牡鹿地区】質疑応答記録

- 日時 平成28年7月29日18時～
- 場所 保健福祉センター清優館
- 参加人数 30人

□質疑応答の記録を以下に示す。

分類	住民質問	市回答
復興公営住宅	・鮎川の復興住宅の工事が遅れているようだが、各復興住宅がいつできるのかを教えてください。	・小淵浜地区は29年度末、熊野公営住宅は今年12月、鮎川浜清崎は来年2月、熊野団地は造成工事中であるが平成29年度1月、鮫浦地区は今年10月、寄磯浜は平成28年度中を目指している。
移転先	・湊川で高齢者を対象にしたサロンを月に1回～2回行っている。湊川には地域の人も歩いてこられるが、清崎山の上に移転となると地域の人が歩いてこられない為、そういう点も配慮してほしい。 ・サロンで使う鍋やテーブル等の道具(私物)があるが、自宅の荷物と一緒に運んでもらえるのか。	・どちらの仮設に移転していただくかは相談の上、一番負担のかからないところに移転してもらいたい。今まであったコミュニティがなくなってしまうことを危惧しており、健康にも好くないと思うので、その点は配慮する。 ・移転の際は引っ越し業者をお願いするので、必要なものはその際に一緒に運んでもらう。サロン活動についても集会所で継続していただければと考えており、移転時期が近づいたら具体的に打ち合わせをさせてほしい。極力、入居者の意に沿えるような形にしたい。
再建方法の相談	・平成29年3月に退去しなければいけないのか。自宅再建が5月の予定だが、それまでの2ヶ月間は仮設には住めないのか。 ・復興住宅ではなく自宅である。	・目安として平成29年3月を退去期限としているが、個別に調整はさせていただく。復興住宅の完成が早まる可能性もあり、期限が近くなったらもう一度調整する。他の仮設住宅も徐々に集約を進めていく方針であり、目安は決めなければと考えている。 ・調整できる範囲で居てもらうことは可能であるが、調整不能の場合は移転集約団地に移転をお願いする。時期が近づいたらもう一度、個別に相談させていただきたい。おそらく年明けくらいには、今後の見通しも立つであろう。極力負担をかけないというのが基本的な考え方であるが、仮設住宅の敷地の明け渡しや解体のスケジュールもあるので、その辺りは調整させてほしい。 ・清水田浜は民間からの借地である以上、民間の方にご理解いただく必要がある。
復興公営住宅	・世帯分離して二世帯になった。家はひとつは建てるのだが、同じ場所に復興住宅を借りようとしたら断られた。車を運転できず、仕事をする場合に同じ地区でないといけないのだがどうにかできないか。	・個別の事情は説明会終了後にご相談させていただきたい。
移転先	・開成第1団地に入居している。平成29年9月が退去期限だが、その前に希望の所に移っても構わないのか。万石浦団地に移りたい。いつから受付できるのか。	・万石浦団地なら集約拠点団地なので可能である。受付開始時期については、説明会終了後に個別にご相談させていただきたい。
再建方法の相談	・鹿妻で被災し自宅が全壊したが、仮設には住んでおらず、両親の家(3区)に住んでいる。鮎川に家を建てて住みたいと考えており、集団移転の土地を申し込んだが権利がないということで、土地をどうするか迷っている。一般公募を待っていたが見通しが立っていない。金銭面の支援の申請期限もある。何か良い方法はないか。	・土地の確保はある程度ご自分で対応して頂きたい。住宅再建については、200万円の加算支援金、最大で444万円の住宅再建事業補助金を活用してもらいたい。加算支援金の申請期限は今のところ平成30年4月10日までだが、延長される可能性がある。また、住宅再建事業補助金の申請期限は平成33年3月までである。その間に再建方法を検討いただき、分からない点についてはアドバイスさせてもらおう。そのような形で、出来る限り再建の支援をしていきたい。
再建方法の相談	・元々住んでいた地区が危険区域に該当しており、再建したくてもできない場合もある。 ・牡鹿の高台では、当初計画した区画が余っている地区も見られるし、その辺りをどうにか配慮してもらえないか。	・新蛇田団地は一般公募などで募集を拡大している。鮎川浜でも、空いている区画は提供するようにこれから見直しを進めるので、少々お時間をいただきたい。
再建方法の相談	・今住んでいる家も震災の影響で壊れているが、新しい家を建てようと思っているので、補修ができていない。出来るだけ早く土地を何とかして欲しい。	・鮎川に来てもらえるということで歓迎している。対応を検討させてもらおう。
移転集約化	・給分浜小寺団地ほか2団地の退去期限が平成28年9月ということは、それまでに退去しなければならないという捉え方でよいか。その後は随時、鮎川浜寺前団地ほか6団地の退去期限が平成29年3月、最終的には平成30年9月までに集約拠点団地(清崎山団地ほか4団地)に移転し、全ての集約対象団地において退去完了後、随時解体していくという理解でよいか、再度確認したい。	・その通りである。
意思決定の把握	・再建方法未決定者が石巻市全体で1,119人ということだが、牡鹿地区ではどれくらいいるか分かるか。	・その数値は把握していない